

平成 年 月 日

関東信越税理士国民健康保険組合
理 事 長 様

誓 約 書

関東信越税理士国民健康保険組合加入につき、次のとおり誓約いたします。

- 1、関東信越税理士国民健康保険組合規約（以下、規約と言う）第20条にもとづき保険料を毎月末日までに納付いたします。
- 2、規約第8条の2の規定に該当した場合、速やかに届出します。
- 3、上記1の納付がなく、組合から保険料督促状が届いた場合、規約第22条にもとづき督促状1通につき100円を組合に支払います。
- 4、督促状に記載された納付期限を過ぎて保険料を納付した場合、規約第23条により計算された延滞金を組合に支払います。
- 5、保険料滞納が理由もなく6ヶ月を経過した場合等、規約第11条にもとづき除名されても異議申立ていたしません。
- 6、被保険者の喪失に伴い、規約第10条にもとづき被保険者証を14日以内に返却いたします。

以 上

事務所名（税理士法人名） _____

事業主名（代表社員名） _____ ⑩